

(案)

資料 2 - (1)

「人権が尊重されるまち」指標

—大阪市を「人権が尊重されるまち」へ—

(平成28年度版)

平成29(2017)年3月

大阪市

目 次

基本理念 1

- (1) 「人権が尊重されるまち」指標 策定の経緯 2
- (2) 「人権が尊重されるまち」づくりと市民協働 3

さまざまな人権課題への取組み 5

- (1) 女性 — 女性が仕事に家庭・地域生活にいきいきと暮らせるまち — 7
- (2) こども — こどもたちの笑顔と個性が輝く子育てしたいまち — 12
- (3) 高齢者 — 生きがいをもって安心して暮らせるまち — 16
- (4) 障がいのある人
 - 障がいのある人と障がいのない人がともに暮らし活動するまち — 19
- (5) 同和問題 — 差別のないまち — 24
- (6) 外国籍住民 — 多文化共生のまち — 27
- (7) 個人情報保護 — 自らの情報が適切に取り扱われているまち — 30
- (8) 犯罪被害者等への支援 — 地域の理解と支えがあるまち — 32
- (9) ホームレス — 地域社会の中で再び自立した生活が営めるまち — 34
- (10) L G B Tなどの性的少数者 — 自分らしく生きることができるまち — 36

人権行政の担い手としての職員の育成と人権行政の推進 38

- (1) 担い手づくり — 「人権が尊重されるまち」を実現する職員の育成 — 39
- (2) 人権の視点からの行政運営の推進
 - 「人権の視点！100！」実行プログラムの取組み — 40

各項目の太字・網掛けの数値は目標値を示し、細字・網掛け無しの数値は実績値を示しています。

基本理念

「21世紀は人権の世紀」という言葉には、戦争や地域紛争、環境破壊などが起こり、人間の尊厳と人権が侵され続けてきた20世紀の反省から、「21世紀こそは、平和で、地球環境が保護され、人権がまもられる世紀にしたい」との人々の願いが込められています。

「人権」とは、人が生まれながらにして持っている基本的な自由と権利であるとともに、すべての人が幸福な人生をおくるために欠かすことのできないものであり、現在だけでなく将来にわたって保障されるべき権利です。いつでも、どこでも、誰でも、そして平等に保障されるべきものであり、安心して生きる権利、自分で自由に考え意見を言う権利、仕事を自ら選び働く権利、教育を受ける権利や裁判を受ける権利など、人が生まれながらに持っている基本的で具体的な権利の総称です。

一方で、人はみな、すべての人の自由と権利を守り、住みやすい世の中をつくるための義務を負い、自分の権利の濫用によって他の人の人権を損なうことがあってはなりません。

「人権が尊重されるまち」とは、「大阪で住み、働き、集い、学び、活動するすべての人たちが個人として尊重され、市民一人ひとりが互いに認め合い、受け容れ、共に生きるまち」「差別・不公正がなく、社会参加しようとする際に排除されず、安心して暮らすことができる心豊かで生きがいのあるまち」です。

大阪市では、今後とも、市民が「人権が尊重されるまち」になったと実感できる「国際人権都市大阪」をめざして、人権尊重の視点からの行政運営（人権行政）を市民と協働して推進していきます。

(1) 「人権が尊重されるまち」指標 策定の経緯

大阪市では、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざし、さまざまな取組みを進めてきました。平成 19(2007)年 12 月に、大阪市人権施策推進審議会からの「今後の人権行政のあり方について(答申)」を受け、市民の参画と協働のもと、人権行政を着実に推進するため、平成 21(2009)年 2 月に、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を策定しました。

「人権ナビゲーション」という副題は、この計画が「人権が尊重されるまち」へと導く地図となってほしいという思いを込めてつけられています。

この「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」では、「人権尊重の視点からの行政運営(人権行政)を市民と協働して進める」として、人権の視点からの施策や取組みを全庁的に推進することとしています。また、「人権教育・啓発」を「人権が尊重されるまち」へ導くための原動力(エンジン)、「人権相談・救済」を人権が侵害されるものときの備え(エアバッグ)と位置づけ、平成 22(2010)年 10 月には、多様な人権問題に対応する総合的な拠点施設として「大阪市人権啓発・相談センター」を開設し、効果的に取組みを進めています。

さらに、こうした取組みを進めることで、大阪市が「人権が尊重されるまち」に近づいていると市民に実感してもらうための「道しるべ」として、平成 23(2011)年 10 月に、多様な人権課題に対応する大阪市の施策や取組みについて、その推移や現状を示した「人権が尊重されるまち」指標を取りまとめました。

「人権が尊重されるまち」指標は毎年度改訂することとしており、平成 24 年度版以降は、市政モニター調査などにより把握した施策や取組みの成果(アウトカム)となる市民意識を、各課題の基本指標として新たに掲げることにしました。今回の平成 28 年度版では、人権にかかわる法制度の改定状況や、大阪市の新たな施策や取組みを追記、修正し、基本指標となる現況数値や目標数値を最新のデータに更新しました。

今後とも、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」のもと、この「人権が尊重されるまち」指標を活用し、「人権が尊重されるまち」の実現に向けて、さらに取組みを進めていきます。

(2) 「人権が尊重されるまち」づくりと市民協働

「大阪市人権尊重の社会づくり条例」には、「市民は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識して人権意識の向上に努めるとともに、本市が実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に協力するものとする。」として、人権尊重の社会づくりに向けた市民の責務がうたわれています。市民一人ひとりが人権に関する高い意識や関心を持つとともに、市民が「人権が尊重されている」と実感を得ることが、人権が尊重されるまちづくりへ向けた取組みへとつながっていきます。

さらに、人権尊重の理念を実現し、大阪市を「人権が尊重されるまち」へ導くためには、行政だけでなく、市民や民間企業、大学・研究機関などと行政、市民相互が協働して取組みを進めていくことが必要不可欠です。市民ニーズに応じ、地域住民の組織やボランティア団体、NPOなどがさまざまな活動を行う市民活動は、人権尊重のまちづくりの原動力です。企業もまた、その活動において人権問題や環境問題に積極的にかかわり「企業の社会的責任」を果たすため、自然環境の保護や良質な労働環境の保全などとともに、人権擁護への取組みが求められています。

「大阪市市民活動推進条例」においては、その基本理念として、「市民活動の推進は、公共の利益の増進を目的として行われるものであること」、「市民活動の推進に当たっては、本市、市民、市民活動団体及び事業者が対等な立場で互いの役割を認め合い、必要に応じて連携を図るものであること」、「市民活動の推進に当たっては、市民、市民活動団体及び事業者の自主性及び自立性が尊重されるものであること」が掲げられています。

また、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」では、「人権尊重の視点からの行政運営（人権行政）を市民と協働して進める」こととしており、「人権が尊重されるまち」の実現に向け、市民や民間企業、大学・研究機関などと行政がそれぞれの役割を分担し、互いに補完し合う対等な協働関係の構築やネットワークの拡充に向けた取組みを進めています。

大阪市は現在、極めて厳しい社会・経済環境の中におかれています。こうした中であっても市民が生きがいと希望をもっていきいきと生活できる地域社会をつくるために

は、地域の課題を地域の人たちで解決していくことや、これまで行政が担ってきた役割を地域の人たちが取り組むことによって市民がまちづくりに参加する機会を広げることなどが必要であり、このことは、人権が尊重されるまちづくりに向けたさまざまな施策や取組みを進めるうえでも例外ではありません。

市民一人ひとりが高い人権意識を持ち、また、行政、市民、地域団体やNPO、企業など地域社会の担い手が協働し、各々の長所と個性を発揮・補完しながら、すべての市民の人権が尊重される社会づくりに向け、社会全体で責任を持って取組みを進めることが求められています。

基本指標

項目	概要	状況の推移（市政モニター調査）	
		平成26年度	平成28年度
「人権に関心がある」と答えた市民の割合 ¹	一人ひとりの人権が尊重される社会の実現	80.5%	79.0%
「大阪市は市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」と思う市民の割合 ²		62.0%	63.0%

1 「関心がある」、「少し関心がある」と答えた割合

2 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

（注）調査対象者について

「市政モニター調査」

市民の中から無作為抽出や公募により、平成26年度は798人、平成28年度は796人を選定。（大阪市市民局）

さまざまな人権課題への取組み

昭和 23(1948)年 12 月の国連総会において採択された「世界人権宣言」並びに宣言の内容に法的拘束力を持たせた「国際人権規約」は、今日、人権保障の国際的な基準となっています。国連はこれまで、「人種差別撤廃条約」や「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」などの人権に関する諸条約を採択するとともに、「人権教育のための国連 10 年」などを設定するなど、人権の保障を確保する取組みを推進してきました。

こうした国連の動きと協調し、我が国においても、憲法で保障された基本的人権を守るため、必要な法整備が順次行われ、平成 28(2016)年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、人権尊重の取組みが進められています。

近年においては、企業の社会的責任の枠組みとして提唱された国連グローバル・コンパクトや、企業などの組織が社会の一員として果たすべき役割と責任に関する国際規格である ISO 26000 において、人権の尊重が中核的な原則に位置付けられ、国や公共機関はもとより、企業や民間団体などが人権課題に取り組む動きが広がっています。

こうしたなか、大阪市は、「人権が尊重されるまち」の実現に向け、国内外の動向や社会経済環境の変化をふまえ、市民・企業・民間団体等と連携・協調を図りながら、さまざまな人権課題に取り組んでいく必要があります。

少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、こどもの相対的貧困率¹の上昇や、グローバル化、インターネット、SNS²等情報通信技術の社会への浸透など、さまざまな状況変化がみられるなか、人権課題は複雑・多様化してきており、さまざまな市民の人権擁護を図ることが重要です。

大阪市としては、人権尊重の視点からの行政運営（人権行政）を推進し、直面するこれらの人権課題に取り組んできているところであり、ここでは、10の課題＜ 女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国籍住民、個人情報の保

護、 犯罪被害者等への支援、 ホームレス、 L G B Tなどの性的少数者³ >をとりあげ、それぞれの課題をめぐる今日的な動向や、大阪市の取組状況、目標とする基本指標の達成状況等についてお示しします。

1 こどもの相対的貧困率

17歳以下の子ども全体に占める、所得中央値の半分に満たない17歳以下の子どもの割合。

2 SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略語。インターネット上の会員制サービスの一種。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築するための場を提供する。

3 L G B Tなどの性的少数者

「L」はレズビアン（女性同性愛者）、「G」はゲイ（男性同性愛者）、「B」はバイセクシュアル（両性愛者）、「T」はトランスジェンダー（性同一性障がいなどの性別違和）の頭文字をとった略語。トランスジェンダーは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない人のことです。性のあり方が多数派とは異なる面がある人々のことを総称して性的少数者（性的指向、性自認に関するマイノリティ）といいます。



大阪市人権啓発マスコットキャラクター
『にっこりな』です！
どうぞよろしく！

(1) 女性

- 女性が仕事に家庭・地域生活にいきいきと暮らせるまち -

男女共同参画社会の実現は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが契機となり、戦後の国際社会における取組みとも連動しながら、わが国において着実に進められてきました。

この間、社会で活躍する女性も増えてきましたが、一方で就労の分野における男女間の格差やセクシュアル・ハラスメント¹、ドメスティック・バイオレンス(DV)²をはじめとして、固定的な性別役割分担意識などがもたらす課題や問題は、今なお生じています。とりわけドメスティック・バイオレンスは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、近年では主に夫やパートナーからの暴力であるDVに加え、結婚していない恋人同士の間で起こる「デートDV」も10～20歳代の間にも広がっていることから、男女共同参画を推進していくうえで克服すべき重要な課題となっています。

大阪市における平成27(2015)年度のDV相談件数は3,079件であり、大阪府管内の警察署での受理件数も年々増加しています。平成20(2008)年1月には改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が施行され、配偶者暴力相談支援センターの機能の設置及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画(DV防止基本計画)」の策定が市町村の努力義務とされる中、平成23(2011)年3月には大阪市DV防止基本計画を策定し、同年8月には大阪市配偶者暴力相談支援センターを開設しました。また、平成29(2017)年1月に策定した「大阪市男女共同参画基本計画～第2次大阪市男女きらめき計画～」をDV防止法に基づく基本計画と位置づけ、被害者の保護・自立支援とともに、暴力防止の観点からの加害者へのアプローチ、広報啓発活動や相談体制の整備などの基盤づくりという視点で総合的に取り組むこととしています。

これに加えて、DVなどの女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという意識が市民に十分浸透し、DV被害防止に向けた取組みを市民や地域が一体となって取り組むことがますます重要となってきます。

なお、「DV防止法」は、その一部を改正する法律が平成26(2014)年1月施行され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなり、法律名称も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められています。

また、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」も改正法が平成29(2017)年1月に一部施行され、ブログやSNSで繰り返しメッセージを送ることが規制の対象となりました。また、緊急の場合事前に警告がなくても公安委員会が加害者に禁止命令を迅速に出せるようになり、罰則の上限も引き上げられています。地方公共団体については、ストーカー被害者に対する支援などに努めなければならないとされており、本市においては、ストーカー被害者からの相談があった場合には、配偶者暴力相談支援センターが警察などの関係機関と連携のうえ、一時保護施設への収容、その他の支援を行っています。

また、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化などの社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえで、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が強く求められたことから、国においては、平成11(1999)年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。基本法では、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけ、地方自治体においてもそれぞれの特性に応じた施策の展開を責務としています。

一方、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」³、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」⁴などの必要な法的整備も進んでおり、平成29(2017)年1月には「育児・介護休業法」「男女雇用機会均等法」の改正法が施行されました。

大阪市における女性の労働力率は、結婚・出産などで30歳代前半に落ち込む傾向があり、男女がともに働きやすい職場づくり、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けた企業などの自主的な取組みや男女がともに地域活動に参加し、まちづくりの担い手となるよう取組みを進めることが求められています。

大阪市では、男女がともに輝く豊かで活力ある社会をめざして、「男女の人権の尊重社会における制度又は慣行についての配慮 政策等の立案及び決定への共同参画 家

庭生活における活動と他の活動との両立 男女の生涯にわたる健康の確保についての配慮 国際的協調」を6つの基本理念として、平成15(2003)年1月に「大阪市男女共同参画推進条例」を施行し、この条例に基づき、平成18(2006)年3月に「大阪市男女共同参画基本計画―大阪市男女きらめき計画―」を策定し、平成29(2017)年1月には「大阪市男女共同参画基本計画～第2次大阪市男女きらめき計画～」を策定しています。引き続き市民や事業者と協働して、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを総合的に進めていくことをめざしています。

1 セクシュアル・ハラスメント

当初は、一般の雇用の場での性差別の具体的な現われとして起きる「性的嫌がらせ」の意味で使われ始め、労働省(厚生労働省)は平成5(1993)年に「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえでの一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と規定した。現在は教育の場や地域においても大きな問題となっている。

2 ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者(元配偶者・内縁関係を含む)からの暴力という意味であり、一般的には夫やパートナーなど親密な関係にある男性から女性に対する暴力をさす。暴力の種類としては、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などがある。

3 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)の主な経緯

平成4(1992)年4月	「育児休業等に関する法律」施行
平成7(1995)年10月	「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改正
平成11(1999)年4月	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改正
平成17(2005)年4月	対象者の拡大、子の看護休暇創設を定めた改正
平成22(2010)年6月	雇用環境の整備(子の看護休暇拡充、父親の育児休業取得促進、介護休暇新設)を定めた改正
平成29(2017)年1月	雇用環境の整備(介護休業の分割取得、介護・看護休暇の取得単位の柔軟化など)を定めた改正

4 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)の主な経緯

昭和47(1972)年7月	「勤労婦人福祉法」施行
昭和61(1986)年4月	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に改正
平成11(1999)年4月	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」に改正
平成19(2007)年4月	性別による差別禁止の範囲拡大、妊娠などを理由とする不利益取り扱い禁止などを定めた改正
平成29(2017)年1月	事業主を対象とした、職場における妊娠などを理由とする就業環境を害する行為の防止措置義務を定めた改正

男女共同参画に関する施策・事業などの基本指標

項目	現況数値（市政モニター調査）	
「大阪市は男性・女性がともに、仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまちである」と思う市民の割合	平成 26 年度 53.6%	平成 28 年度 58.3%

「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

《男女共同参画に関する状況》

項目	概要	現況数値と目標		
		平成 27 年	平成 22 年	平成 32 年
男女の地位の平等感 「社会全体として」 平等であると答える人の 割合 ¹	固定的性別役割分担を 反映した社会制度や慣行 が男女の社会における活 動の自由な選択に対して 影響を及ぼさないように すること	平成 27 年 12.7%		平成 32 年 20%以上
管理的職業従事者の女性 の割合 ²	企業や地域活動における 政策・方針決定過程への 女性の参画の拡大	平成 17 年 16.3%	平成 22 年 17.7%	—
市の審議会などでの女 性委員の占める割合 ¹	政策・方針決定過程への 女性の参画の拡大	平成 26 年度 31.7%	平成 28 年度 35.0%	平成 32 年度 40%以上
女性(25 歳～54 歳)の 就業率 ²	雇用等における女性の 活躍促進	平成 26 年 67.1%	平成 27 年 68.7%	平成 32 年 全国平均(平成 27 年)72.7% 以上

1 「第 2 次大阪市きらめき計画」の指標を記載しています。

2 国勢調査

3 平成 27 年度版の指標では、「女性(25 歳～44 歳)の有業率」(出典：就業構造基本調査、5 年毎)を記載していました。

今回、「第 2 次大阪市男女きらめき計画」の指標にあわせ、労働力調査の「女性(25 歳～54 歳)の就業率」とし、現況数値、目標値を修正しています。

DVに関する施策・事業などの基本指標

項 目	現況数値（市政モニター調査）	
	平成 26 年度	平成 28 年度
「大阪市は配偶者・パートナーなどからの暴力（DV）の相談が受けられ、安心して暮らせるまちである」と思う市民の割合	50.3%	54.8%

「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

《DVに関する支援体制》

項 目	概 要	現況数値（状況の推移）	
		平成 25 年度	平成 27 年度
配偶者暴力相談支援センターの認知度 ¹	DV被害者の保護機能の充実と被害者の状況に応じた相談・支援体制の認知度の向上	11%	15.4%
DVに関する相談件数 ²	DVに関する相談への迅速・適切な対応	平成 26 年度 2,967 件	平成 27 年度 3,079 件

1 男女共同参画に関する市民意識調査

2 大阪市市民局調べ

パープルリボンについて



女性に対する暴力被害者にとって、世界をより安全なものとすることを目的として、1994年、アメリカ・ニューハンプシャー州の小さな町で、近親姦やレイプの被害者によって始められたといわれています。女性に対する暴力を許さない社会づくりに取り組んでいる世界各地の個人や団体が、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いから、「パープル」をシンボルカラーとして布リボンやバッジなどにより「パープルリボン」を広めており、現在では40カ国以上に広がっています。

(2) こども

- こどもたちの笑顔と個性が輝く子育てしたいまち -

平成元(1989)年 11 月に国連総会で採択され、わが国では平成 6(1994)年 4 月に批准された「児童の権利に関する条約」に基づき、こどもの基本的人権の尊重や最善の利益の尊重などに向け取り組んできました。

大阪市では、こどもと子育て家庭への支援を中心とする「大阪市次世代育成支援行動計画(前期・後期計画)」を平成 17(2005)年度から平成 26(2014)年度まで策定し、総合的な取組みを推進してきました。

平成 27(2015)年 3 月には、それまでの次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援法に基づく計画を一体のものとし、次代の大阪を担うすべてのこどもたちが、安全で安心な環境の中で育ち、豊かな心をはぐくみながら、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立して生きる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることのできる社会を市民と協働し、社会全体で実現することをめざして、平成 27(2015)年度から 5 年間の子ども・子育て支援計画を策定し、包括的な視野から総合的な子ども・子育て支援施策を推進しています。

大阪市のこどもや青少年は、明るく前向きという印象がある一方で、自己肯定感が低い傾向が見られます。また、社会や地域のために役に立ちたいと思う割合が高い傾向にある一方、将来の夢や目標を持っていると答える割合が低い傾向があります。大阪に住み、暮らすこどもや青少年が自分を信頼しながら夢や目標に向かって創造性を発揮し、いきいきと生きていく力を身につけられるよう、家庭や地域、子育て・教育関係機関などが一体となって、次代の担い手の健全育成の取組みを進めることが求められています。

また、少子化や核家族化の進行に伴い、子育てが孤立しがちになることなどから、子育てに不安を感じる人が増加傾向にあり、こども相談センターに寄せられる児童虐待に関する相談件数は増加の一途をたどっています。このようなこどもや子育て家庭をめぐる深刻な課題を予防し、また早期に発見し適切な支援のもと解決に導くために、地域や学校、関係機関などが連携して見守りや声かけ、悩みを相談しやすい環境づくりなどに取り組むことが求められています。

近年の深刻化する児童虐待に対応するため、平成 16(2004)年 10 月に改正「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、児童虐待が児童に対する著しい人権侵害であると明記するとともに、虐待を受けた児童だけでなく虐待を受けたと思われる児童を発見した場合にも国民に通告義務が課されました。さらに、平成 20(2008)年 4 月に改正「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、児童の安全確認などのための立入調査の強化などが行われました。

大阪市においては、こどもを取り巻く相談支援体制の充実を図り、平成 18(2006)年度には各区に要保護児童対策地域協議会を立ち上げ、各区の子育て支援室を中心に大阪市こども相談センター（児童相談所）や関係機関が連携をとりながら対応できる体制を整えてきました。

平成 21(2009)年 9 月には、24 時間 365 日体制で虐待通告・相談に対応する専用電話「児童虐待ホットライン」を設置するとともに、平成 22(2010)年 1 月には児童相談所と教育センターの教育相談部門を統合し、こどもにかかる総合的な専門相談機関として大阪市こども相談センターを開設しました。また、センター開設後も増加する児童虐待相談に対応するため、児童福祉司などの増員を図るなど、相談体制の強化と専門性の向上を図っています。さらに、増加する虐待通告・相談に迅速かつ丁寧に対応していくため、平成 28(2016)年 10 月には、あらたに平野区に南部こども相談センターを開設したところです。

また、児童虐待防止に向けた広報周知については、毎年 11 月の児童虐待防止推進月間におけるオレンジリボンキャンペーンの実施をはじめ、関係機関と連携しながらさまざまな場面で取り組んでいます。

一方、こどもの人権に関する重要な課題として、いじめや体罰があります。

最近のこどものいじめの全国実態は、巧妙で、いじめの方法、手段も次第にエスカレートしていく傾向にあります。文部科学省が各都道府県教育委員会などを通じて行った「平成 27 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果では、いじめの認知件数は 22 万 4,540 件と依然として相当数に上っています（ただし、文部科学省はいじめを積極的に認知し、適切に対応することを肯定的に評価することとしており、今後も認知件数については相当数計上されることが予想されます）。法務省の人

権擁護機関が調査・処理を行う人権侵犯事件においても、平成 27（2015）年には、学校におけるいじめ事案が 3,883 件となっています。

大阪市においては、これまでも学校園における、いじめや体罰に関する取組みを進めてきたところですが、大阪市教育行政基本条例（平成 24(2012)年 5 月施行）と大阪市の立学校活性化条例（同年 7 月施行）の趣旨に則り、今後の大阪市の教育改革を計画的に推進する大阪市教育振興基本計画（平成 25(2013)年 3 月策定）に沿って、「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために～体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針・児童生徒の問題行動への対応に関する指針～」（平成 25(2013)年 9 月策定）及び「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～（平成 27(2015)年 8 月策定）に基づき、学校における、いじめ・問題行動に毅然とした対応をとるための制度や体罰・暴力行為を生まない学校づくりに取り組んでいます。

子どもに関する施策・事業などの基本指標

項 目	現況数値（市政モニター調査）	
	平成 26 年度	平成 28 年度
「大阪市は子どもが各々の個性を發揮し、夢や目標に向かって、いきいきと暮らせるまちである」と思う市民の割合	52.4%	53.8%
「大阪市は子育て家庭が安心して子どもを産み育てられるまちである」と思う市民の割合	43.4%	49.3%

「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合



項目	概要	現況数値と目標		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 31 年度
「自分によいところがある」と思うこどもの割合	こども・青少年の「生きる力」を育成	平成 26 年度 71.2%(小学生) 60.4%(中学生)	平成 27 年度 71.4%(小学生) 64.1%(中学生)	平成 31 年度 80% (小・中学生)
「朝食を毎日食べていない」と答えるこどもの割合	安心してこどもを生き、育てられるよう支援する仕組みを充実	平成 26 年度 7.0%(小学生) 11.9%(中学生)	平成 27 年度 7.7%(小学生) 11.1%(中学生)	平成 31 年度 5%(小学生) 8%(中学生)
「子育てが地域の人に(もしくは社会で)支えられている」と感じる保護者の割合	こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立	平成 20 年度 49.1% (就学前児童)	平成 25 年度 67.4% (就学前児童)	平成 31 年度 70% (就学前児童)
「子育てのストレスなどからこどもにきつくあたってしまう」と答える保護者の割合		平成 20 年度 33.1% (就学前児童) 25.1% (就学児童)	平成 25 年度 33.8% (就学前児童) 24.4% (就学児童)	平成 31 年度 20% (就学前・就学児童)
「いじめはどんな理由があってもだめだ」と思うこどもの割合		平成 26 年度 95.3%(小学生) 91.5%(中学生)	平成 27 年度 95.1%(小学生) 92.6%(中学生)	平成 31 年度 97%(小学生) 93%(中学生)
「お住まいの地域でこどもが巻き込まれる事故や犯罪が増加している」と感じる保護者の割合	こども・青少年や子育て家庭が安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを推進	平成 20 年度 65.4% (就学児童)	平成 25 年度 53.4% (就学児童)	平成 31 年度 40% (就学児童)

大阪市こども・子育て支援計画(平成27年度~平成31年度):大阪市こども青少年局

オレンジリボン運動について



2004年9月、栃木県小山市で2人の幼い兄弟が虐待の末、橋の上から川に投げられて亡くなる事件がおきました。その事件をきっかけに小山市の「カンガルーOYAMA」が、二度とこのような事件が起こらないようにと願いを込めて、2005年にオレンジリボン運動(キャンペーン)を始め、2006年からは「児童虐待防止全国ネットワーク」が総合窓口を担い、全国的にキャンペーンなど活動を広げています。

(3) 高齢者

- 生きがいをもって安心して暮らせるまち -

日本人の平均寿命は、1980年代半ばから世界最高水準となっています。平成27(2015)年には65歳以上の高齢者が総人口に占める割合(高齢化率)は26.6%、大阪市においても25.3%となりました。

急速な高齢化に伴い、認知症や虐待、また孤立死や介護の問題など高齢者をめぐる問題は個人や家庭内で解決できる範囲を大きく超えて社会問題となっている一方で、高齢者の年齢幅は非常に大きく、さまざまな価値観や生活様式、考え方や健康状態の方がおられます。

高齢者の中でも多数を占める比較的元気な方が、できる限り健康を維持し社会とのかかわりを持ち続ける社会及び介護を必要とする寝たきりや認知症の高齢者や家族のニーズに、的確に対応した支援策や施策が必要となっています。また、こうした社会の実現には、地域の見守りや気づきといった支え合いや支援の場での協働が不可欠となっています。

大阪市においては、生活に必要なさまざまな情報が届きにくいとされる一人暮らしの高齢者の占める割合が他都市に比べて非常に高く、また、認知症高齢者数が平成27(2015)年に65,622人となり、過去5年間で約28%増加しています。また、高齢者虐待防止法の施行から10年が経過する中、高齢者虐待の相談・通報件数が増加する傾向にあります。すべての高齢者が、住み慣れた地域で生きがいと個人としての尊厳をもって暮らし続けることができるよう、高齢者やその家族を身近な地域の力を活用し一体となって支援する仕組みやネットワークづくりが求められています。

大阪市では、このような社会状況の変化に対応して、平成27(2015)年3月に「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)」を策定しました。

高齢者が健康でいきいきとした豊かな生活を実現するため、豊かな人生経験や長年にわたって培った知識や技術を活かした生涯学習活動の支援や指導者として活動する機会を提供したり、高齢者が年齢にとらわれることなく自由に主体的に活動し、生きがいを

もって自立した生活を送ることができるような社会参加支援の充実に向けて、それぞれの社会的・経済的状況、ニーズに応じた多様な施策を展開しています。

高齢者に関する施策・事業などの基本指標

項 目	現況数値（市政モニター調査）	
	平成 26 年度	平成 28 年度
「大阪市は高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちである」と思う市民の割合	57.3%	59.9%
「大阪市は高齢者がさまざまな活動の場に恵まれ、社会参加を通じ、生きがいを持って暮らせるまちである」と思う市民の割合	53.2%	55.3%

「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

項 目	概 要	現況数値と目標		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 29 年度
シルバー人材センター 就業延べ人員 ¹	高齢者の生きがいづくり や人材活用の推進	平成 26 年度 660,768 人	平成 27 年度 609,964 人	平成 29 年度 700,000 人
地域包括支援センター 設置数 ²	身近な地域での相談・ 支援の充実	平成 26 年度 66 カ所	平成 27 年度 66 カ所	平成 29 年度 66 カ所
認知症サポーターの 養成数 ^{2・3}	認知症高齢者とその家族 の支援の強化	平成 26 年度 累計 112,409 人	平成 27 年度 累計 134,255 人	平成 29 年度 累計 160,000 人
市民後見人養成 (市民後見人バンク 登録者) ¹	市民後見人を養成し、 市民後見人バンク登録者 の増員を図り、権利擁護 を推進	平成 26 年度 222 人	平成 27 年度 231 人	



項 目	概 要	状況の推移	
高齢者虐待の予防・早期発見 ¹ (相談・通報・届出件数)	大阪市障がい者・高齢者虐待防止連絡会議及び各区が区の実情に応じた形態で設置する区レベルの高齢者虐待防止連絡会議を通じて、参画する関係機関の連携の強化、啓発・広報の取組みの充実を図るとともに、必要に応じて、緊急保護ができるように要援護高齢者緊急一時保護事業を実施	平成 26 年度 839 件	平成 27 年度 814 件
可動式ホーム柵の設置駅数 ^{4・5} (ニュートラムはホームドア)	高齢者や障がいのある人など、あらゆる人が安心して外出できるまちづくりの推進	平成 26 年度 5 路線 5 0 駅	平成 27 年度 5 路線 5 0 駅
地下鉄駅間の乗換え経路のエレベーター整備駅数 ⁵		平成 26 年度 全 23 駅	平成 27 年度 全 23 駅
他社線との乗換え経路のエレベーター整備駅数 ⁵		平成 26 年度 4 駅	平成 27 年度 全 6 駅
多機能トイレの整備駅数 ⁵		平成 26 年度 121 駅	平成 27 年度 131 駅

1 大阪市福祉局数値

2 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度):大阪市福祉局

3 大阪市福祉局運営方針(平成27年度、28年度)

4 大阪市交通局経営方針(平成26年度、27年度)

5 大阪市交通局数値

(4) 障がいのある人

- 障がいのある人と障がいのない人が ともに暮らし活動するまち -

昭和 56(1981)年の「国際障害者年」における「世界行動計画」は、障がいのある人の「完全参加と平等」の実現のため、効果的な施策を推進することを目的として、昭和 50(1975)年 12 月の「障害者の権利宣言」をさらに詳細かつ具体的に定めたもので、その後の各国の政策の指針となりました。

平成 18(2006)年 12 月には、第 61 回国連総会において、21 世紀では初の人権条約であり、アクセシビリティ、教育、十分な生活水準及び社会保護など 50 か条からなる「障害者の権利に関する条約」が採択され、日本政府は平成 19(2007)年 9 月に署名を行いました。

一方、国においては平成 5(1993)年 12 月に「心身障害者対策基本法」の一部を改正した「障害者基本法」により、対象を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者とすることが定められました。平成 15(2003)年 4 月からは、身体障がい者・知的障がい者の福祉サービス利用の仕組みが「措置制度」から「自己決定に基づく、契約によるサービス利用」を基本とする「支援費制度」に移行し、さらに、平成 18(2006)年 4 月には、障がいのある人が自立し、地域で安心して暮らせる共生社会の実現をめざす「障害者自立支援法」が施行され、わが国の障がい保健福祉施策は大きく転換しました。

平成 23(2011)年度には、「障害者の権利に関する条約」の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がいのある人にかかる制度の集中的改革を行うため検討が行われ、「障害者基本法」が改正されました。新しい「障害者基本法」では、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「地域社会における共生等」、「差別の禁止」などの基本原則を定めています。

平成 25(2013)年 4 月の「障害者自立支援法」の改正により、法律名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、「障害者基本法」における地域共生社会の実現などの内容を含んだ基本理念に改められ

たことやこれまで障がい者の範囲に含まれなかった難病患者などについても新たに障がい者の定義に含まれるようになりました。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が、平成 25(2013)年 6 月 26 日に公布され、一部を除き平成 28(2016)年 4 月 1 日に施行されました。この「障害者差別解消法」は、「障害者基本法」の基本的な理念に基づいて、すべての障がい者が、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられることなどを踏まえ、行政機関など及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置など（不当な差別的取扱い及び合理的配慮¹）を定めています。

大阪市では、障がいのある人もない人も地域社会の一員として共に生きることできる社会をめざして、障がいのある人が入所施設や病院から地域生活へ移行していくことができるよう取組みを進めてきました。今後とも障がいのある人が、適切な支援がないことにより本人の意に反して長期にわたり福祉施設や病院での入所・入院生活を余儀なくされることなく、本人の意向を十分に尊重しながら、安心して地域での自立生活に移行できるよう、より一層の取組みを進めていく必要があります。

また、障がい者虐待についても、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成 24(2012)年 10 月に施行されました。これまで要援護障がい者緊急一時保護事業、障がい者虐待にかかる専門相談事業などの取組みを行ってきましたが、「障害者虐待防止法」の制定を受けて、障がいのある人に対する虐待を早期に発見し、適切に対応することができるよう関係機関が連携して取り組めるような体制の強化や、虐待の防止・早期発見につなげるための啓発・広報などのより一層の取組みを進めています。

大阪市においては、「国際障害者年」を契機に、昭和 58(1983)年度を初年度とする「障がい者対策に関する大阪市長期計画」、平成 6(1994)年 3 月には「障がい者支援に関する新長期計画」を策定し、そして、平成 10(1998)年 4 月には重点施策実施計画として「大阪市障がい者支援プラン」を策定し、具体的な数値目標を示し、障がいのある人の機会平等・権利平等の実現と自立生活の確立をめざした着実な施策の推進を図ってきたところです。

国においては、「障害者自立支援法」の見直しに向けた検討が行われ、また、平成

28(2016)年4月には障害者差別解消法及び障害者雇用促進法が施行されており、これらの動向を踏まえ、大阪市では、平成27(2015)年3月に「大阪市障がい者支援計画(平成24年度～平成29年度)」の中間見直し及び「第4期大阪市障がい福祉計画(平成27年度～平成29年度)」の策定を一体的に行い、障がいのある人が個人として尊重され、持てる力を発揮して社会参加するとともに、地域で安心した生活を送ることができるよう、継続した取組みを進めているところです。

しかし、障がいのある人が社会生活で制限を受けることは依然多くあります。障がいや障がいのある人について正しく理解し、理解不足から生じる偏見や差別を解消し、障がいのある人の自己決定を周りの人たちが認め、尊重することが、障がいの有無にかかわらず、地域で安心して生活できるインクルーシブな社会²の実現のために重要です。

その一例として、平成28(2016)年1月には、聴覚に障がいがあり手話を必要とする方の社会参加の促進と安心して暮らせる地域社会の実現を目指して「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」を制定しました。

また、障がいのある人が地域で自立した生活を営むため、生活環境を整備する一層の取組みが求められています。平成18(2006)年6月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」が施行され、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を推進するため、生活環境施設も含めたバリアフリー化の検討など、重点的かつ一体的な環境整備・移動手段の確保に取り組むよう定められました。

大阪市においては、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、高齢者、障がい者等をはじめ、すべての人が安全かつ快適に利用できるよう、建物や施設について整備を働きかけ、エレベーターやスロープ、多目的トイレの設置など、バリアフリー化を促進しています。

1 合理的配慮

障がいのある方一人ひとりに合った必要な工夫ややり方を考えること。

2 インクルーシブな社会

障がいの有無にかかわらず、すべての人が分け隔てなく、ありのまま受け入れられる共生社会

障がいのある人に関する施策・事業などの基本指標

項 目	現況数値（市政モニター調査）	
「大阪市は障がいのある人が就労の機会に恵まれ、自立した生活を営めるまちである」と思う市民の割合	平成 26 年度 45.7%	平成 28 年度 50.6%
「大阪市は障がいのある人がさまざまな生活相談ができ、安心して生活を営めるまちである」と思う市民の割合	平成 26 年度 45.9%	平成 28 年度 53.3%

「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

項 目	概 要	現況数値と目標（状況の推移）		
入所施設からの地域移行者数（平成 18 年度からの累計） ¹	地域での自立生活の推進	平成 26 年度 754 人	平成 27 年度 794 人	平成 29 年度 922 人
施設入所者数（総数の削減） ¹		平成 26 年度 1389 人	平成 27 年度 1384 人	平成 29 年度 1,361 人
精神科病院の社会的入院者数（削減） ¹		平成 26 年度 661 人	平成 27 年度 690 人	平成 29 年度 496 人 その他 ⁵
障がい者グループホームなど利用者数 ¹	障がい者グループホームなどの利用の促進による自立した日常生活に向けての支援の推進	平成 26 年度 1,823 人	平成 27 年度 1,917 人	平成 29 年度 2,309 人
福祉施設からの一般就労者数 ¹	福祉施設からの一般就労者数の増加	平成 26 年度 459 人	平成 27 年度 510 人	平成 29 年度 680 人
障がい者職業訓練受講者数 ²	障がい者職業訓練受講者の定着	平成 26 年度 96 人	平成 27 年度 90 人	平成 28 年度 100 人

項目	概要	現況数値と目標（状況の推移）		
市民後見人養成 （市民後見人バンク登録者） ³	市民後見人を養成し、 市民後見人バンク登録者の増員を図り、権利擁護を推進	平成26年度 222人	平成27年度 231人	
障がい者虐待の予防・早期発見 ³ （相談・通報・届出件数）	大阪市障がい者・高齢者虐待防止連絡会議及び各区が区の実情に応じた形態で設置する障がい者虐待防止連絡会議を通じて、参画する関係機関の連携の強化、啓発・広報の取組みの充実を図るとともに、必要に応じて緊急保護ができるように要援護障がい者緊急一時保護事業を実施	平成26年度 208件	平成27年度 243件	
インターネットモールサイト店舗数 ²	福祉施設製作物（授産製品）の振興、障がい者の工賃の引き上げによる生活水準の向上	平成26年度 45店舗	平成27年度 45店舗	平成28年度 100店舗
可動式ホーム柵の設置駅数 ^{4・6・7} （ニュートラムはホームドア）	高齢者や障がいのある人など、あらゆる人が安心して外出できるまちづくりの推進	平成26年度 5路線50駅	平成27年度 5路線50駅	
地下鉄駅間の乗換え経路のエレベーター整備駅数 ^{4・7}		平成26年度 全23駅	平成27年度 全23駅	
他社線との乗換え経路のエレベーター整備駅数 ^{4・7}		平成26年度 4駅	平成27年度 全6駅	
多機能トイレの整備駅数 ^{4・7}		平成26年度 121駅	平成27年度 131駅	

1 第4期大阪市障がい福祉計画（平成27年度～平成29年度）：大阪市福祉局

2 大阪市福祉局運営方針（平成27年度、28年度）

3 大阪市福祉局数値

4 大阪市障がい者支援計画（平成24年度～平成29年度）：大阪市福祉局

5 入院後1年時点で退院する人の割合（以下「平均退院率」という。）を国指針と同等の91%とする。

平成24年6月末時点における在院期間が1年以上の入院者数を、国指針と同等の18%以上削減する。

6 大阪市交通局経営方針（平成26年度、27年度）

7 大阪市交通局数値

(5) 同和問題 - 差別のないまち -

昭和 40(1965)年 8 月の国の同和対策審議会答申において、同和問題は、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により」「経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ」「近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」とされています。さらに、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」と指摘され、この答申を受けて、昭和 44(1969)年 7 月に「同和対策事業特別措置法」が制定され、以後、同和問題の解決に向けた取組みが進められてきました。

大阪市においても、法に基づく同和対策事業の実施によって、地区の生活環境は大きく改善されるとともに、差別意識の解消に向けた教育・啓発も推進され、市民の人権意識も高まるなど、同和問題は解決に向けて大きく進んだところです。平成 14(2002)年 3 月末の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」の失効により、特別措置としての同和対策事業を終了しました。また、同和対策の一環として始められた事業などの中で、見直しが完全に行われていなかった事業などがあったことから、平成 18(2006)年 11 月に「地対財特法期限後の関連事業等の総点検調査結果に基づく事業等の見直し等について(方針)」を策定して見直しを進め、平成 21(2009)年度末をもって見直しを完了しました。

法失効後の同和問題の解決に向けた取組みとしては、平成 13(2001)年 10 月の大阪市同和対策推進協議会の意見具申を踏まえ、一般施策によって取組みを進めています。

しかしながら、差別的な発言や落書き、インターネット上の書き込みなどの差別事象が今なお発生しており、差別意識の解消が図られているとは言えない状況にあります。

また、一部の民間会社がマンションの建設予定地周辺の市場調査において、「同和問題に関わってくる地域」といった差別的表現を報告書に記載するなど、土地差別につながるような調査を実施していた事案もあり、入居時もしくは宅地建物の取引においても、「ここは同和地区ですか」といった内容の問い合わせが今もある状況です。

平成 27(2015)年に実施した「人権問題に関する市民意識調査」においても、結婚の

際や住宅を選ぶ際の忌避意識などが、依然として残っていることがわかりました。

こうした中で、国においては、平成 28(2016)年 12 月 16 日に、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

今後も、これらの状況を踏まえ、残された課題の解決に取り組み、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりを進め、同和問題の一日も早い解決を図ります。

同和問題に関する施策・事業などの基本指標

項 目	現況数値（市政モニター調査）	
	平成 26 年度	平成 28 年度
「大阪市は同和地区 ¹ であることを理由に住居や学校を選択する際に避けたり、同和地区出身者が結婚や就職などの際に不利な扱いを受けることのない、差別のないまち」と思う市民の割合 ²	47.6%	53.8%

1 同和地区

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）に基づき、同和問題の解決に向け実施された地域改善対策の対象地域として指定された地域であります。平成 14（2002）年 3 月に「地対財特法」は失効し、事業はすでに終了しています。

2 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

《差別事象の認知と相談件数》

項 目	概 要	状況の推移	
		平成 26 年度	平成 27 年度
差別落書きなど差別事象の件数（大阪市における把握件数）	同和問題に対する市民の正しい理解の促進と差別事象や差別意識の解消	19 件	34 件
同和問題に関する相談件数	同和問題に関する相談への迅速・適切な対応	70 件	32 件

大阪市民政局調べ

《就職差別の現状認識》

項目	概要	状況の推移（市民意識調査）	
「同和地区の人は就職するとき不利になることがある」と思う市民の割合	同和問題に対する市民の正しい理解の促進と差別意識や差別事象の解消	平成 22 年度 44.4%	平成 27 年度 48.2%

「人権問題に関する市民意識調査」(平成 22 年度、平成 27 年度、「同和問題を知っている」と答えた市民が対象): 大阪市民局

(注) 調査対象者について

「人権問題に関する市民意識調査」

市民の中から無作為抽出により、2,000 人を選定。(大阪市民局)

《結婚差別の現状認識》

項目	概要	状況の推移（市民意識調査）	
「同和地区の人は結婚する際、反対されることがある」と思う市民の割合	同和問題に対する市民の正しい理解の促進と差別意識や差別事象の解消	平成 22 年度 61.7%	平成 27 年度 60.5%

「人権問題に関する市民意識調査」(平成 22 年度、平成 27 年度、「同和問題を知っている」と答えた市民が対象): 大阪市民局

《住宅を選ぶ際の忌避意識》

項目	概要	状況の推移（市民意識調査）	
「住宅の購入、賃貸などの際、小学校区が同和地区と同じ区域になる物件を避けることがある」と答えた市民の割合	同和問題に対する市民の正しい理解の促進と差別意識や差別事象の解消	平成 22 年度 43.2%	平成 27 年度 45.0%

「避けると思う」、「どちらかといえば避けると思う」と答えた割合

(6) 外国籍住民 - 多文化共生のまち -

大阪市には、韓国・朝鮮籍の住民をはじめ、多くの外国籍住民が住んでおり、地域社会の構成員として、その発展に貢献してきました。平成 27(2015)年末の市域に居住する外国人住民¹の国籍・地域数は 134 にも及んでおり、そのうち約 58%が韓国・朝鮮籍、約 26%が中国籍となっています。そして、近年では、新たに来日する外国籍住民が増加するとともに、日本国籍を取得した人や、国籍は日本であっても両親や祖父母のいずれかが外国籍といった、外国にルーツをもつ住民も増えており、外国籍住民の文化的・歴史的背景、抱える課題やニーズも多様化しています。

1 外国人住民

日本の国籍を有しない者のうち住民基本台帳法で定めるものであって市町村の区域内に住所を有するもの

平成 21(2009)年に実施した「大阪市外国籍住民のコミュニティ生活意識実態調査」では、約 30%が「地震や台風などの災害時の避難場所を知らない」と回答しており、外国籍住民が言葉の問題などで不利益を被ることなく、市民サービスが適切に提供され、外国籍住民にとって暮らしやすい環境を整備していくことが求められています。

今なお、国籍や民族を理由とした差別やいじめなどの課題がありますが、お互いの文化を尊重し、受容する態度をはぐくむためには、市民相互の国際理解を深め、交流などを促進し、国籍や民族などの違いによる不当な社会的不利益を受けることのない人権を尊重する社会を実現することが一層重要となっています。

特に近年、ヘイトスピーチによる人権侵害を許さない取組みが課題となっており、国においては「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する法律」が平成 28(2016)年 6 月 3 日施行されました。

大阪市においても「ヘイトスピーチへの対処に関する条例」を平成 28(2016)年 1 月 18 日公布・一部施行、同年 7 月 1 日全部施行し、条例に基づいて市民等の人権の擁護とヘイトスピーチの抑止に取り組んでいます。

また、少子高齢化による人口減少時代において社会の活力を維持していくためには、外国籍住民を含むすべての人々が、最大限にその能力を発揮できる社会づくりが必要です。

大阪市では、市域に居住する外国人は地域社会をともに構成する「外国籍住民」であるとの観点から、平成 10(1998)年 3 月に策定した「大阪市外国籍住民施策基本指針（平成 16(2004)年改定）」に基づき、国際化に対応した多文化共生施策²を総合的・効果的に推進しています。

2 多文化共生施策

国において、平成 18(2006)年 3 月に総務省が発表した「多文化共生の推進に関する研究会報告書」において、地域における多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義している。大阪市においても、国における多文化共生の考え方を踏まえ、平成 26 年度より「外国籍住民施策」を「多文化共生施策」と名称を変更し、取組みを進めている。

一人ひとりが違いを認め合い、理解を深め、ともに地域社会の一員として活躍できる「すべての人の人権が尊重される社会」、**「豊かな多文化共生社会」**の実現に向けて、地域団体やNPO、企業などさまざまな主体と協働して取り組んでいきます。

外国籍住民に関する施策・事業などの基本指標

項 目	現況数値（市政モニター調査）	
	平成 26 年度	平成 28 年度
「大阪市は外国籍住民が地域社会の一員として、さまざまな相談や情報提供を受けることができるなど、充実した生活が営めるまちである」と思う市民の割合	60.8%	65.3%

「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

項 目	概 要	状況の推移	
大阪市の多言語版ホームページのトップページ（英・中・韓）へのアクセス数（年間） ¹	外国籍住民が言葉の問題などで不利益を被ることなく市民サービスが適切に提供されるための情報提供	平成 26 年度 103,440 件	平成 27 年度 136,043 件
大阪市の多文化共生のホームページへのアクセス数（年間） ²	多文化共生に関する市民の理解の促進と多文化共生にかかわる情報の提供	平成 26 年度 7,236 件	平成 27 年度 8,469 件
多言語対応している外国籍住民相談窓口での相談件数 ³	外国籍住民が地域生活で生じるさまざまな問題について多言語で相談できるよう実施	平成 26 年度 3,254 件	平成 27 年度 3,325 件
国際交流・多文化共生活動を行う「アイハウス・ボランティア」登録者数 ⁴	自発的な国際交流・多文化共生活動の活性化を図る	平成 26 年度 1,037 人	平成 27 年度 590 人 ⁵

1 大阪市政策企画室調べ 2 大阪市民政局調べ 3 大阪市経済戦略局調べ

4 市民の自発的な国際交流・多文化共生活動の促進のため、ホームステイや通訳・国際交流イベント、日本語サポートなどのボランティア活動の機会を提供する「アイハウス・ボランティアバンク（(公財)大阪国際交流センター運営）」の登録ボランティア数（大阪市経済戦略局調べ）

5 ボランティア継続登録方法を変更したため。



(7) 個人情報の保護

- 自らの情報が適切に取り扱われているまち -

情報化が進み、個人情報を利用したさまざまなサービスが提供され、私たちの生活はとても便利になった反面、個人情報は不正に取り扱われると、取り返しのつかない被害を及ぼす恐れがあります。また、戸籍謄本等の不正取得や個人情報の漏洩事故などが発生すると、重大な人権侵害につながる恐れがあります。

平成 17(2005)年 4 月に「個人情報の保護に関する法律」が全面施行され、行政機関はもとより、事業者にも個人情報の適正な取扱いが義務づけられました。個人情報は、個人の人格を尊重するという理念のもと、慎重に取り扱う必要があります。

事業者は、個人情報の取得に当たっては、利用目的をできるだけ限定し、必要のない個人情報は収集しないようにしなければなりません。戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄抄本)、在留カード及び特別永住者証明書、個人番号カード、運転免許証など、大切な個人情報が記載されている書類などの提出や提示を求める場合は、その書類でなければならぬか、不必要な個人情報まで収集していないかどうかの点検が必要です。

また、市民も、個人情報を保護するためには、市民一人ひとりが「自分の情報は自分で守る」という意識をもつことが重要です。個人情報を提供する際には、何のためにその個人情報が必要なのかを確認し、その必要性が納得できない場合には説明を求めたり、不必要な個人情報は提供しないなどといったことを常に意識し実践することが必要です。

「個人情報の保護に関する法律」に基づいて、市民は事業者が保有する市民自身の個人データの開示などを求めることができ、また、事業者は市民(本人)からの求めに応じて、保有個人データを開示しなければなりません。

大阪市においては「大阪市個人情報保護条例」に基づき、事業者の個人情報保護の指針として「個人情報取扱指針」を策定し、ホームページへの掲載、講演会の実施などによる事業者及び市民に対する周知・啓発、また、事業者に対して、個人情報の取り扱いについて指導、助言などを行うとともに、市民からの苦情や相談の受け付けなどを行っています。

最近の動きとしては、行政を効率化し国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実

現する社会基盤を整えるための社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入され、事業者においても従業員などのマイナンバーを取り扱うこととなっています。また、情報通信技術の進展により多種多様で膨大なデータ(いわゆるビッグデータ)の利用が可能となり、新事業・サービスの創出などが期待されている一方で、個人に関する大量の情報が集積・利用されることによる個人情報・プライバシーなどについての不安も生じていることから、国において、個人情報・プライバシーの保護を前提とした、パーソナルデータ(個人に関する情報)の利活用に関する制度改正が進められています。

大阪市としては引き続き、法制度の周知徹底を図ることなどにより、個人情報保護の推進に努めます。

個人情報の保護に関する施策・事業などの基本指標

項 目	現況数値(市政モニター調査)	
	平成 26 年度	平成 28 年度
「大阪市は事業者の持つ市民の個人情報が保護され、適切に取り扱われているまちである」と思う市民の割合	52.7%	61.2%

「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

項 目	概 要	状況の推移	
民間事業者の個人情報の取扱いに関する相談件数	個人情報保護に関する相談への迅速・適切な対応	平成 26 年度 51 件	平成 27 年度 48 件

大阪市民政局調べ

(8) 犯罪被害者等への支援 - 地域の理解と支えがあるまち -

大阪市における刑法犯認知件数は、平成 27 (2015) 年中には、57,807 件となっており、殺人・強盗などの凶悪犯は 438 件、暴行、傷害などの粗暴犯は 2,831 件に上っています。

犯罪被害にあった当事者、家族・遺族 (犯罪被害者等) は、生命や家族、財産を奪われるといった外形上明らかな被害だけでなく、大きな心理的被害も負います。

また、捜査や裁判などの過程におけるさまざまな負担に加え、周囲の好奇の目、誤解に基づく中傷、過剰な報道といった配慮に欠けた言動を受けることなどにより、二次的被害が生じることもあります。さらに、これらの結果、地域で孤立し、家庭内において深刻なトラブルを抱えたり、日常生活にも支障をきたすといったケースが少なくありません。

犯罪被害者等が被害から立ち直り、地域において再び平穩に暮らせるようになるには、地域の人々の理解と配慮、協力は欠かすことができない重要なものであり、そのためには、地域の人々に、犯罪被害者等に対する正しい理解や支援のあり方に関する知識を深めてもらうことや、また、地域の関係団体などと協働した支援活動を行うことが求められています。

国においては、平成 16 (2001) 年 12 月に「犯罪被害者等基本法」が制定され、「犯罪被害者等基本計画」に基づき犯罪被害者等への支援施策が進められてきており、平成 28 (2016) 年 4 月には、さらなる施策の推進に向け「第 3 次犯罪被害者等基本計画」が策定されています。

大阪市では、「犯罪被害者等基本法」及び「犯罪被害者等基本計画」をふまえ、犯罪被害者等支援総合相談窓口を設置し、犯罪被害者等からの相談に対し、その置かれている状況に応じて、市営住宅の優先入居をはじめ、本市の施策や制度についての情報提供や関係機関の紹介などを行っています。

また、市民啓発用リーフレットの作成、犯罪被害者等を講師とした講演会やセミナー、犯罪被害者週間 (11 月 25 日から 12 月 1 日) における関係機関や民間支援団体などと連携した街頭啓発、啓発パネル展やシンポジウムの開催などのさまざまな啓発活動を

実施し、犯罪被害者等への支援に関する啓発や犯罪被害に対する正しい理解の促進に努めています。

犯罪被害者等への支援に関する施策・事業などの基本指標

項 目	現況数値（市政モニター調査）	
「大阪市は犯罪被害者やその家族が再び平穏に暮らせるようになるために、地域の人々の理解や協力が得られるまちである」と思う市民の割合	平成 26 年度 37.5%	平成 28 年度 42.6%

「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョットちゃん」

(9) ホームレス

- 地域社会の中で再び自立した生活が営めるまち -

わが国では、バブル経済崩壊後の景気低迷が深刻化した平成 8(1996)年頃から大都市を中心にホームレス状態にある人が急増し、大きな社会問題となりました。

特に、大阪市には全国最大の日雇労働市場があり、歴史的にあいりん地域を中心にその周辺地域において、不安定な就労形態にある日雇労働者などが多数存在し、高度経済成長期を中心にあいりん地域に集まってきた日雇労働者の高齢化の問題があります。

このように、大阪市のホームレス問題の特徴は、景気変動の影響を受けやすい不安定就労層の問題、あいりん地域の日雇労働者などが野宿生活を余儀なくされた問題及び常用雇用から失業して野宿生活を余儀なくされた人の問題が複合しています。

一方、こうした野宿生活を余儀なくされた人の多くが自立の意思を持ちながら、食事の確保や健康面での問題を抱えるなど、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。しかし、廃品回収など「何らかの仕事をしている人」が 62.9% (ホームレスの実態に関する全国調査・大阪市分、平成 24(2012)年 1 月) という現実はまだあまり知られることがないため、「怠け者」といった偏見が強く、嫌がらせや暴力を受ける事件や生命が奪われるといった凶悪な犯罪も起こっています。

大阪市内のホームレスの数は平成 12(2000)年頃をピークに減少している一方、近年の厳しい経済・雇用情勢の影響を受け、野宿生活期間が短く比較的若年の人の割合が増加する傾向にあります。こうした層は、比較的短期に自立することが期待されることから、就労を中心とする自立支援をより早期に行うことが重要です。また、ホームレスが一日も早く地域社会の中で再び自立した生活が営めるように支援することが求められています。

このような中、大阪市では、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」などに則し、「大阪市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定し、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することを基本として各種施策の推進に取り組んでいます。

ホームレスに関する施策・事業などの基本指標

項 目	現況数値（市政モニター調査）	
「大阪市はホームレス状態にある人が自立して再び地域社会の中で生活を営めるまちである」と思う市民の割合	平成 26 年度 29.4%	平成 28 年度 30.5%

「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

項 目	概 要	現況数値と目標		
ホームレスに対する巡回相談の面接実施率 ¹	自立につながる施策の推進	平成 26 年度 72.9%	平成 27 年度 73.4%	平成 28 年度 80%以上
面接相談したホームレスの自立支援センター入所など率 ¹		平成 26 年度 26.8%	平成 27 年度 22.1%	平成 28 年度 野宿生活期間 1年未満の70%以上 平成 28 年度 野宿生活期間 5年以上の20%以上
自立支援センターでの就職率 ¹	自立支援センターでの就労自立支援	平成 26 年度 89.0%	平成 27 年度 85.5%	平成 28 年度 80%以上
自立支援センターを退所時の就職継続率 ^{1 2}		平成 26 年度 58.9	平成 27 年度 53.9%	平成 28 年度 60%以上

1 大阪市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（平成 26 年度～平成 30 年度）：大阪市福祉局、大阪市福祉局運営方針（平成 28 年度）

2 「自立支援センターを退所時の就職継続率」とは、退所者のうち期間の長短に関係なく就業状態で退所した人の割合をいう。

(10) L G B Tなどの性的少数者

- 自分らしく生きることができるまち -

すべての市民が、性別にとらわれず、多様な個性を尊重し合い、豊かで安心して生活できる社会の実現をめざさなければなりません。

L G B Tなどの性的少数者（性的指向、性自認に関するマイノリティ）は、民間の調査によると人口の約5～7%存在すると言われてはいますが、性的指向に関して、恋愛・性愛の対象が同性に向かう同性愛（ゲイ、レズビアン）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）が、また、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないトランスジェンダーが、社会的に少数派であるがために、生きづらさを感じ、周囲から偏見や差別を少なからず受けている状況にあります。

誰もがありのまま受け入れられ、自分らしく生きることができる社会にしていくことが大切であり、そのためにも、性の多様性についてさらに理解を深め、偏見や差別意識をなくしていく必要があります。

そうしたL G B Tなどの性的少数者への理解を深め支援を行う動きは世界的に広まってきたところですが、我が国においても平成32(2020)年のオリンピックの東京開催決定を機に取組みが進んできています。

I O C（国際オリンピック委員会）は平成26(2014)年12月の総会で「五輪憲章に性的指向による差別禁止を加える」と決議し、東京五輪の大会基本計画にも多様性を認め合う対象として「性的指向」を明記しました。また、平成27(2015)年3月東京都渋谷区が、条例を制定し、同年11月より同性同士のカップルのパートナーシップ証明書の交付を行っています。さらに、同年4月文部科学省が、全国の小中高校などに教員が理解者となり、いじめや差別を許さない人権教育を進めるよう求める「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知しました。

大阪市においても、淀川区が平成25(2013)年9月に「L G B T支援宣言」を行うとともに各区でも啓発事業を行うなど、取組みを順次進めてきています。

また、民間企業においても、経済団体の調査によると約4割の企業でL G B Tへの対

応が行われており、効果のあった対応として相談窓口の設置、社内研修の実施などが挙げられています。さらに、LGBTなどの性的少数者に配慮したサービスの提供や、新規採用者の面接における差別の禁止、人事・福利厚生制度について同性パートナーを配偶者とみなして利用可能とするといった社内制度の見直しなど、さまざまな動きが出てきています。

今後とも、LGBTなどの性的少数者に対する理解を深めて偏見や差別意識をなくし、LGBTなどの性的少数者の人たちが自分らしく生きることができるよう、市民への啓発や情報提供などに積極的に取り組んでいきます。

LGBTなどの性的少数者に関する施策・事業などの基本指標

項 目	現況数値(市政モニター調査)
「大阪市はLGBTなどの性的少数者の人が差別を受けることなく、自分らしく生きることができるまちである」と思う市民の割合	平成28年度 51.4%

「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合



人権行政の担い手としての 職員の育成と人権行政の推進

「人権が尊重されるまち」の実現には、大阪市の職員一人ひとりが、職務・職種を問わず、人権行政の担い手であることを認識し、積極的に人権尊重の視点から職務を遂行することが不可欠です。

すべての職員が人権尊重の視点から業務を遂行することができるよう、人権に関する研修の内容や手法の充実によって職員の人権意識の向上を図るとともに、日常業務が人権尊重の視点から実施できているかという観点で、職員が自律的に学習・点検し、改善を図ることが求められます。



(1) 担い手づくり

- 「人権が尊重されるまち」を実現する職員の育成 -

大阪市においては、多様な市民ニーズに応じるため、さまざまな職種・職務を担った職員が、市民・事業者との協働のもと、多種・多様な施策や事業を企画・立案・実施しています。

「人権が尊重されるまち」を実現するためには、こうした本市の施策・事業が常に人権尊重の視点に立って運営されることが必要であり、そのためには、本市行政運営に携わる職員一人ひとりが自らの役割を理解し自覚するとともに、高い人権意識を持って施策・事業を立案し、日常業務を遂行することが求められます。

大阪市では、一人ひとりの職員が、人権についての理解を深め、多様性を受容しながら、各々の担当業務において常に「人権の視点」を意識した行政運営を行えるよう、毎年、全職員を対象とする人権問題研修を実施するとともに、さまざまな職種、階層の職員に対し、多様な人権に関する研修を実施し、人権行政の担い手となる職員の育成に取り組んでいます。

性別や子ども、高齢者、障がいのある人、LGBTなどの性的少数者など、様々な人の違い等を互いに認め合い、受け容れること。(市政改革プラン 2.0 平成 28～31 年度より)

項目	概要	状況の推移	
人権問題研修(階層別)の受講者数	人権問題に対する正しい理解と認識を身につける	平成 26 年度 620 人	平成 27 年度 812 人
人権問題研修(管理者層)の受講者数		平成 26 年度 2,519 人	平成 27 年度 2,440 人
人権問題指導者研修の受講者数	所属人権研修における指導的役割を果たすリーダーを育成する	平成 26 年度 カリキュラム調整のため未実施	平成 27 年度 89 人

1 大阪市人事室調べ

(2) 人権の視点からの行政運営の推進

- 「人権の視点！100！」実行プログラムの取組み -

「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」においては、人権行政の「標識」として、行政運営における人権尊重の視点を明らかにした「人権の視点！100！」を策定しています。

この「人権の視点！100！」は、人権を尊重した業務や取組みはどのようなものかを具体的にわかりやすく市民や職員に示し、共有化することを主眼としており、次の6つの観点から具体例を示したものです。

【1】伝える（情報公開・広報）

- ・わかりやすく ・情報を得にくい市民にも届くように
- ・正確に・適切に ・情報をガラス張りに

【2】聴く・知る（広聴）

- ・幅広い市民から意見・批判・提案を聴く
- ・さまざまな機会や場をとらえる ・現状を把握する
- ・市民の思いを市政に活かす

【3】備える（環境整備）

- ・ソフト・ハードともにだれもが参加しやすい環境づくり

【4】支える（行政サービス）

- ・サービスを利用しやすくする

【5】つながる（協働）

- ・市民と市民がつながる ・市民と行政がつながる

【6】務める（事業者としての責任）

- ・事業者として人権にかかわり責任を果たす

大阪市が施策・事業を実施するに当たっては、この「人権の視点！100！」を最大限踏まえることとしており、これに基づき、既存事業の総点検を行うとともに、その結果をもとに、人権の視点から事業の改善を行う「人権の視点！100！」実行プログラムを各所属において策定し、全庁的に人権行政の推進に取り組んでいます。

項 目	概 要	状況の推移	
「人権の視点！100！」実行プログラムの策定 ¹	施策・事業の企画・立案、日常業務の遂行における人権尊重の視点に立った点検・改善の実施	平成 27 年度 全 48 所属 48 件	平成 28 年度 全 50 所属 50 件

1 大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～：大阪市民政局

大阪市を「人権が尊重されるまち」にするためには、この「人権の視点！100！」実行プログラム、また、本指標で取り上げた各人権課題における施策をはじめ、本市のすべての施策や取組みが、人権尊重の視点に立って不断に進められることが不可欠です。そして、これらの取組みの現状を、市民、地域団体やNPO、企業などの地域社会の担い手の皆様にお示しし実感していただくことが、人権が尊重されるまちの実現に向けた取組みを進めていくことにつながるものと考えています。

この「人権が尊重されるまち」指標は、今後も、社会情勢の変化や各々の取組み状況などを踏まえ、市民の皆様身近なものとなるよう、常に見直し、刷新を行い、大阪市のめざす「人権が尊重されるまち」のあるべき姿、また、そこへ導いてくれる「道しるべ」として役立ててまいります。



大阪市人権啓発
マスコットキャラクター
にっこりな

大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権企画課

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

電話(06)6208-7611 ファックス(06)6202-7073